

紫波町多目的スポーツ施設使用料金表

令和5年8月1日以降

使用料			団体使用料				個人使用	
			(1時間までごとに)				(2時間までごとに)	
区分			町内者		町外者		町内者	町外者
			全面	半面	全面	半面		
多目的グラウンド	入場料等を徴収しない場合	児童・生徒	1,040	520	3,120	1,560	多目的グラウンドは団体使用のみ	
		一般	2,090	1,040	6,270	3,120		
	入場料等を徴収する場合	児童・生徒	2,610	1,310	7,830	3,930		
		一般	5,230	2,610	15,690	7,830		
軽運動室		児童・生徒	410		1,230		50	150
		一般	830		2,490		110	330
許可された時間を越えたとき、又は使用時間外(9時～21時以外)の料金			団体使用料				この場合において、1時間未満の端数があるとき30分以上は1時間30分未満は切り捨て	
区分			(1時間までごとに)					
			町内者		町外者			
多目的グラウンド			児童・生徒		児童・生徒			
			一般		一般			
軽運動室		児童・生徒	610		1,830			
		一般	1,240		3,720			

- 備考
- 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類似する料金をいい、「入場料を徴収しない」とはそれ以外の場合をいう。
 - 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
 - 町外者とは、紫波町外(矢巾町を除く)に居住する者(法人又は、団体にあつては、事務所の所在地が町外である者)が使用する場合並びに、町内者であっても使用する団体の構成員の50%以上が町外者であれば、町外者扱いとする。

区分	電気料			空調・暖房料		設備使用料			
	(1時間までごとに)					(1回当たり)		(1日当たり)	
	全灯	半灯	追加点灯			電話 FAX	10	マイク 100	
多目的グラウンド	通常22灯	通常12灯	1灯につき 30	ボイラー		コピー	10	音響設備	50
	880	430		2,060				持込パソコン・プロジェクタ・カセットデッキ(1台当たり)	20
軽運動室	照明			ボイラー	310	シャワー	100	1000W未満(1台当たり)	510
				ブルーヒーター	150			1000W以上(1台当たり)	780
	50			ファンヒーター	100				
				エアコン	410				

- 備考
- 軽運動室個人使用時の電気料
- 通常は主照明のみの点灯として料金は徴収しない。
ただし、副照明及び間接照明、若しくはいずれか一方を点灯する場合は、2時間につき50円を徴収する。
- 軽運動室個人使用時の暖房料
- 原則として対応しないこととするが、特に要望された場合は1時間を単位として規定の料金を徴収する。
- 多目的グラウンド夕方・夜間使用時の電気料
- 全面使用の場合は全灯もしくは通常22灯で利用すること。
 - 半面使用の場合は半灯もしくは通常12灯で利用すること。